

新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について

(1) 新型コロナウイルス感染症が心配なとき、発熱・咳・咽頭痛などの症状で体調が悪い場合は、かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医（病院）に電話でご相談ください。また、都道府県の発熱相談センターや厚生労働省の下記、新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先を参照ください。

《参考》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- ① 各地域における医療機関・新型コロナウイルス受診相談窓口の受付時間や電話番号は事前に確認しておくこと（休日・夜間等も）
 - ② 医療機関の診療および検査結果において、陽性者と診断された場合には、保健所および医療機関の指示に従う
- (2) 新型コロナウイルスは潜伏期間（発症の2～3日前）から他人に感染させる可能性があります。
- その期間に接触のあった方は、保健所から連絡により、濃厚接触者と認定される場合があります。また、感染してから発症するまでの潜伏期間は1日～14日（平均5日）です。感染源を探す際、14日間の行動（対人接触）をさかのぼってモニターすることになります。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関わる窓口は、保健所および医療機関になります。これらの指示により対応することになります。

《参考》

■厚生労働省 → 健康や医療相談の情報 / 感染防止と医療提供体制の整備

千葉県バレーボール協会 濃厚接触者の定義

参加チーム内でコロナ発症者がいた場合は、保健所の指示に従ってください。
また、コロナ発症が確認された時点で、必ず公式LINEまたは野村(080-1224-2723)に報告をくださいますようお願い致します。

濃厚接触者についてですが、会場内にいたチーム(対戦相手も含む)の方は、濃厚接触者の非該当になります。

上記は、スポーツ庁と公益財団法人日本バレーボール協会のガイドラインを元に作成しております。